

## 島根県新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 県の交付する島根県新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、社会福祉法人に対する助成に関する条例（昭和38年島根県条例第33号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、県内の障害福祉サービス施設・事業所等（以下「施設・事業所」という。）が、新型コロナウイルス感染症の感染者等が発生した場合において、関係者との緊急かつ密接な連携の下、感染拡大防止対策の徹底や創意工夫を通じて、必要な障害福祉サービス等を継続して提供できるよう支援を行うことを目的とする。

また、施設・事業所において、感染者等が発生した場合に備え、職員の応援体制やコミュニケーション支援等の障害特性に配慮した支援を可能とするための体制の構築を行うことを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 この補助金は、「島根県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」（令和3年4月13日障発0413第1号）に基づき、障がい福祉サービス事業所等（以下「補助事業者」という。）が行う事業を交付の対象とする。

### (補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする（ただし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする）。

- (1) 補助事業者が実施する事業について、別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（補助事業者が社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

### (交付の条件)

第5条 補助金の交付決定には、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除額が 0 円の場合を含む。）には、様式第 4 号により速やかに県へ報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県あて返還しなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ事業完了の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により県が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

#### (申請手続)

第 6 条 この補助金の交付申請は、様式第 1 号による申請書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

#### (変更申請手続)

第 7 条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更する場合には、様式第 2 号による変更交付申請書に関係書類を添えて、知事に提出して行うものとする。

#### (補助金の概算払)

第 8 条 知事は、必要があると認める場合においては、補助金の全部又は一部を概算払うことができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、様式第 3 号による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 この補助金の事業実績報告は、様式第5号による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業完了後の1ヶ月以内又は事業完了年度の3月31日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

第10条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

附 則

この交付要綱は、令和5年12月1日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

別表

1 区分	2 基準額	3 対象経費
障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業	知事が必要と認めた額	障がい福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、扶助費、負担金